

新旧対照表

## ○青梅市総合教育会議の公開等に関する取扱要領（平成27年6月29日実施）

改正後	現行	備考
1 趣旨 この要領は、青梅市総合教育会議運営要綱（平成27年6月29日実施。以下「要綱」という。）第4項第2号の規定にもとづき、青梅市総合教育会議（以下「会議」という。）の公開等に関し必要な事項を定めるものとする。	1 趣旨 この要領は、青梅市総合教育会議運営要綱（平成27年6月29日実施。以下「要綱」という。）第4項第2号の規定にもとづき、青梅市総合教育会議（以下「会議」という。）の公開等に関し必要な事項を定めるものとする。	
2 会議開催の事前公表 (1) 会議の開催は、公開または非公開にかかわらず、原則として会議開催の日の15日前までに公表する。 (2) 前号の規定により公表する内容は、会議名、日時、場所、協議予定案件名、傍聴者の定員その他必要な事項とする。	2 会議開催の事前公表 (1) 会議の開催は、公開または非公開にかかわらず、原則として会議開催の日の15日前までに公表する。 (2) 前号の規定により公表する内容は、会議名、日時、場所、協議予定案件名、傍聴者の定員その他必要な事項とする。	
3 傍聴者の定員 傍聴者の定員は、10名とする。	3 傍聴者の定員 傍聴者の定員は、10名とする。	
4 傍聴の手続 (1) 傍聴を希望する者は、会議の当日、所定の場所において傍聴者受付票（様式第1号）に所要事項を記載し、傍聴券（様式第2号）の交付を受けなければならない。 (2) 傍聴券の交付は、会議開始の15分前から行う。 (3) 傍聴券の交付は、先着順とする。ただし、会議開始の15分前に傍聴を希望する者が傍聴者の定員を超える場合は、受付番号をもとに抽選により決定する。	4 傍聴の手続 (1) 傍聴を希望する者は、会議の当日、所定の場所において傍聴者受付票（様式第1号）に所要事項を記載し、傍聴券（様式第2号）の交付を受けなければならない。 (2) 傍聴券の交付は、会議開始の15分前から行う。 (3) 傍聴券の交付は、先着順とする。ただし、会議開始の15分前に傍聴を希望する者が傍聴者の定員を超える場合は、受付番号をもとに抽選により決定する。	
5 傍聴席 傍聴席は、市長がこれを指定する。	5 傍聴席 傍聴席は、市長がこれを指定する。	
6 傍聴席に入ることができない者 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。 (1) 凶器その他人に危害を加え、または迷惑を及ぼすおそれのあるものを持っている者 (2) 酒気を帯びていると認められる者 (3) 会議の傍聴にふさわしくないような服装をしている者 (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者 (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者	6 傍聴席に入ることができない者 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。 (1) 凶器その他人に危害を加え、または迷惑を及ぼすおそれのあるものを持っている者 (2) 酒気を帯びていると認められる者 (3) 会議の傍聴にふさわしくないような服装をしている者 (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者 (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者	

<p>(6) その他議事を妨害し、または人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者</p>	<p>(6) その他議事を妨害し、または人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者</p>
<p>7 傍聴者の守るべき事項</p>	<p>7 傍聴者の守るべき事項</p>
<p>傍聴者は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。</p>	<p>傍聴者は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。</p>
<p>(1) 傍聴者は、静粛に傍聴することとし、会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</p>	<p>(1) 傍聴者は、静粛に傍聴することとし、会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</p>
<p>(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。</p>	<p>(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。</p>
<p>(3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。</p>	<p>(3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。</p>
<p>(4) 帽子、<b>コート、マフラー</b>の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により市長の許可を得たときは、この限りでない</p>	<p>(4) 帽子、<b>外とう、襟巻</b>の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により市長の許可を得たときは、この限りでない</p>
<p>(5) 飲食または喫煙をしないこと。</p>	<p>(5) 飲食または喫煙をしないこと。</p>
<p>(6) みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。</p>	<p>(6) みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。</p>
<p>(7) <b>情報通信機器</b>を使用しないこと。</p>	<p>(7) <b>携帯電話等の無線機器</b>を使用しないこと。</p>
<p>(8) その他会議の秩序を乱し、または審議の妨害となるような行為をしないこと。</p>	<p>(8) その他会議の秩序を乱し、または審議の妨害となるような行為をしないこと。</p>
<p>8 写真、映画等の撮影および録音等の制限</p>	<p>8 写真、映画等の撮影および録音等の制限</p>
<p>傍聴者は、写真、映画等を撮影し、または録音等をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を得なければならない。</p>	<p>傍聴者は、写真、映画等を撮影し、または録音等をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を得なければならない。</p>
<p>9 傍聴者の退場</p>	<p>9 傍聴者の退場</p>
<p>(1) 傍聴者がこの要領の規定に違反していると認められる場合は、市長は、これを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。</p>	<p>(1) 傍聴者がこの要領の規定に違反していると認められる場合は、市長は、これを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。</p>
<p>(2) 要綱第4項第1号ただし書の規定により、会議を非公開としたときは、市長は、傍聴者を退場させるものとする。</p>	<p>(2) 要綱第4項第1号ただし書の規定により、会議を非公開としたときは、市長は、傍聴者を退場させるものとする。</p>
<p>10 報道関係者の取扱い</p>	<p>10 報道関係者の取扱い</p>
<p>(1) 市長は、第3項および第4項の規定にかかわらず、公開の会議にあっては、報道関係者を傍聴させることができる。</p>	<p>(1) 市長は、第3項および第4項の規定にかかわらず、公開の会議にあっては、報道関係者を傍聴させることができる。</p>
<p>(2) 第5項から前項までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴者」とあるのは「報道関係者」と、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。</p>	<p>(2) 第5項から前項までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴者」とあるのは「報道関係者」と、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。</p>
<p>11 委任</p>	<p>11 委任</p>
<p>この要領に定めがない事項は、会議において定める。</p>	<p>この要領に定めがない事項は、会議において定める。</p>
<p>12 実施期日</p>	<p>12 実施期日</p>
<p>この要領は、平成27年6月29日から実施する。</p>	<p>この要領は、平成27年6月29日から実施する。</p>

## 13 経過措置

この要領の一部改正は、令和7年10月1日から実施する。

様式

第1号（第4項関係） 略

第2号（第4項関係）

表面 略

裏面

### 傍聴者の守るべき事項

- 1 この傍聴券を所持する者は、この傍聴券に記載された日および会場に限り傍聴することができる。
- 2 傍聴者は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。
  - (1) 傍聴者は、静粛に傍聴することとし、会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
  - (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
  - (4) 帽子、**コート、マフラー**の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により市長の許可を得たときは、この限りでない。
  - (5) 飲食または喫煙をしないこと。
  - (6) みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。
  - (7) **情報通信機器**を使用しないこと。
  - (8) その他会議の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 3 傍聴者は、写真、映画等を撮影し、または録音等をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を得なければならない。
- 4 傍聴者は、市長が退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。
- 5 傍聴者は、係員の指示に従うとともに、係員から求められたときは傍聴券を提示しなければならない。
- 6 その他青梅市総合教育会議の公開等に関する取扱要領の定めるところによる。

## (新規)

様式 略

第1号（第4項関係） 略

第2号（第4項関係）

表面 略

裏面

### 傍聴者の守るべき事項

- 1 この傍聴券を所持する者は、この傍聴券に記載された日および会場に限り傍聴することができる。
- 2 傍聴者は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。
  - (1) 傍聴者は、静粛に傍聴することとし、会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
  - (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
  - (4) 帽子、**外とう、襟巻**の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により市長の許可を得たときは、この限りでない。
  - (5) 飲食または喫煙をしないこと。
  - (6) みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。
  - (7) **携帯電話等の無線機器**を使用しないこと。
  - (8) その他会議の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 3 傍聴者は、写真、映画等を撮影し、または録音等をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を得なければならない。
- 4 傍聴者は、市長が退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。
- 5 傍聴者は、係員の指示に従うとともに、係員から求められたときは傍聴券を提示しなければならない。
- 6 その他青梅市総合教育会議の公開等に関する取扱要領の定めるところによる。